

各市町村教育委員会教育長  
各特別支援学校長  
各教育事務所長  
総合教育センター所長

殿

鹿児島県教育委員会教育長

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局児童生徒課ほかから依頼がありました。

ついては、貴職におかれましては、手引きの内容について理解の上、所属職員へ周知し、児童虐待防止に係る対応においては、必ず活用していただきますようお願いいたします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、手引きの内容等を貴管下の各学校に周知を図るとともに、各学校において確実な活用が図られるよう御指導をお願いいたします。

特に、平成 31 年 2 月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を受けて定められた新たなルール、

- ① 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること
- ② 保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること
- ③ 要保護児童等が休業日を除き、引き続き 7 日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること

については、あらゆる機会を捉えて周知を図ってください。

なお、手引きについては、下記ウェブサイトからダウンロードしてください。

#### 記

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)

(参考)

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)

#### 【連絡先】

義務教育課企画生徒指導係 堀田

電 話 099-286-5298

F A X 099-286-5669

Eメール [kikakuseito@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:kikakuseito@pref.kagoshima.lg.jp)

※ 本文書の文書管理表上の分類記号「E-0-0」（生徒指導総括）



事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 2 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課  
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条  
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 担 当 課

御中

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 児 童 生 徒 課  
幼 児 教 育 課  
特 別 支 援 教 育 課

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の改訂について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、昨年2月8日に関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定するとともに、同年3月19日には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定したところです。

本対策では、学校や教育委員会等向けの虐待対応マニュアルを作成し、児童相談所及び警察で共有することとされているところであり、これを受けて文部科学省では、令和元年5月に厚生労働省及び警察庁等関係省庁の協力を得ながら「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表しておりましたが、児童虐待の防止等に関する法律が改正され、令和2年4月から施行されたこと等を踏まえ、この度、改訂を行い、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。本手引きの活用にあたっては、令和2年1月に作成しました「学校現場における虐待防止に関する研修教材」も併せて御活用ください。

貴職におかれては、文部科学省ホームページに掲載した手引きについて自ら活用するとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた市町村担当部課にあっては所轄する学校に対して、活用の周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本手引きについては、厚生労働省子ども家庭局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



(参考)

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月 文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm)



(本件担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内3299)